

沖縄県における透析

嶺井 定一

沖縄県における医療は、戦後17年間の米軍による信託統治的支配を受けてきたため、他府県と違い、あらゆる面において、異なった進展を遂げてきたように思われる。

そこで、沖縄県における透析療法を語る前に、今次大戦後の沖縄の医療について述べてみたいと思う。

戦前にあった医療施設は今次大戦で、すべてを失い、終戦後は医療施設は全く消え失せてしまった。戦後は極度の食糧不足、集団移動等によって栄養失調や、人身の衰弱等を生じ、あらゆる疾患が著しく蔓延の兆しをみせた。当時の住民は、一定地区に収容されて集団生活をさせられ、そこで、住民の医療は一時期、米国軍政府の野戦病院で行なわれていた。米国軍政府布令によって、沖縄地区は9衛生地区に区分され、住民の保健衛生保持の活動が行なわれていたのである。昭和21年、行政機関として、公衆衛生部が発足し、3総合病院と5の地区病院及び50の診療所が設置され、医療従事者は総べて公務員であった。この様な状態が昭和26年自由開業が許可されるまで続いた。しかし、この自由開業制度は、誰でも何処でも自由に開業出来るというものではなく、一地区に何名を許可するという割当制度であった。自由に開業制度が許可になったのは昭和29年2月からである。当時、医師の数が極端に不足していたため、米軍政府は医師不足を補うため医介輔制度を設置し、医師の指導の下で医療に従事させた。現在でも医介輔は、無医地区等で診療に従事し、医師不足

の解消の一助をなしている。その間、あらゆる面において人材の不足している沖縄に、契約学生制度を昭和24年に発足させ、一期生98名中、医学専攻学生31名を日本本土に送り出している。この経済的援助は総べて米軍政府で、昭和27年まで続き、後の日本政府援助による国費留学生制度に引きつがれたのである。日本復帰後、琉球大学は国立大学となり、保健学部、医学部と順次設置され、医師養成も現地で行なわれるようになり、数年前より留学制度は消滅している。

このように医師の養成を行なってきたのであるが、日本復帰時点でも、未だ他府県並の医師数には到達しえず、相変わらず医師不足であった。以上のような状況下で、私達は透析療法を開始したのである。

昭和41年11月、私が沖縄に帰った次点では、血液透析は勿論の事、腹膜透析も系統的には全く行なわれていなかった。透析療法の必要性から、先ず、腹膜透析を行なおうと思い、灌流液を薬品会社に注文したのであるが、薬剤はなく、某製薬会社の製品がサンプルとして、各大病院に届けられている事が解ったが、倉庫の中で黄色に変色し、埃をかぶっている状態で、全く手をつけられてなかった。そのサンプルを集めて使用し、その後、当時の琉球政府薬務課を通じ、新薬輸入の手続きを行い、腹膜透析を開始したのである。

当時、私は琉球政府及び医師会の各関係者に、人工腎臓による透析療法の必要性を幾度となく訴えた。しかし、例えば、私の就職先であった

沖繩赤十字病院で1,500ドルもするような手術台を購入するよりコルフ型の透析器を一台でも購入してもらえる様、折衝したのであるが、聞き入れられず、又、医学会の席上で、私が例の如く人工腎臓の必要性を訴えたと同席していた諸先生方は、例え、機械を購入しても手数がかかるし、他にやるべき事は山積している。透析療法はそれ程重要ではないと一笑に付されてしまった。それではと私は沖繩赤十字病院を辞め、自分自身で透析施設を開設すべく資金及び機械購入の面で東奔西走していると、同窓の先輩である某先生が賛同していただいたので、二人で沖繩の人工腎臓による血液透析の第一歩を踏み始めたのである。開始は昭和46年10月であるが、それからが又、困難に直面したのである。一部の医師ではあったが、お前等みたいな者が、透析をやるべきではないとか、患者を紹介しないと、色々といやがらせがあった。当時、沖繩には現在の様な健康保険制度はなく、琉球政府独自の保険制度で、一部の人達、例えば公務員あるいは事業所の雇用者のみで、国民健康保険はなく、高い費用のかかる透析の治療費を保険及び生保で取り扱う事を政府は拒否した。特に更生医療、身体障害者福祉法等もなかったので、生保による医療補助を受給させるべく、その必要性を役人に認識させるのに随分苦勞した。

しばらくたって、日本復帰となり、全面的に日本の保険制度に移行したのであるが、今度は、支払基金より透析は高額点数であるとの事で問題となり、通常の3ヵ月目支払いを更に1ヵ月遅れの再審査を受けるようになった。その間、色々なトラブルがあったが、昭和50年頃より、やっと他府県並の診療報酬が受けられるようになった。

沖繩県で、人工腎臓による透析療法の発展が遅れたのも、私達の努力が足りなかったのも一因ではあるが、以上述べたような沖繩特有の事情もあり、又、他府県のように大学病院及び国

公立の大病院が中心となり透析療法が発展したのではなく、私達、開業医が中心となり透析療法を開始したため、他府県に遅れをとったものと思われる。私達、開業医中心では色々な面で壁はあまりにも厚く、どうする事も出来ず、何度か匙を投げかけた事もあった。しかし、最近では、沖繩県としての透析医会未組織、腎不全対策協議会結成、又、透析施設の未設置地区等の問題も残されているが、一応、他府県並にやっと診療報酬、施設数、機械台数、従業員の充実等の問題も解決されてきた。

1985年12月31日現在の透析施設数は14施設で、更に5施設が開設準備中であり、透析患者数は712名で、人口100万対比で603.8である。

最後に、私達は現在の恵まれた医療環境に感謝すると共に、尚一層、透析療法の質的充実をはかるべく努力しなければならないと考える。尚、本会誌が透析療法の導標となる様切望するものである。